

## 浜松市生活保護法施行事務監査実施要領

### 1 監査の目的

監査は、浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）第1条に規定する福祉事務所における生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助することを目的とする。

### 2 監査の意義等

(1) 監査は、法的権限に基づいて生活保護行政の運用の状況を監査するものであるが、単に監査的見地から事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否を調査する当の消極的な機能に止まらず、さらに生活保護行政がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものである。

(2) 監査吏員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が生活保護行政の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意する。

ア 指示又は回答は明確にする。

イ 公正普遍かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的態度をもって監査に望む。

ウ 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮する。

### 3 監査の類型及び実施方式

監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努める。

#### (1) 一般監査

ア 一般監査は年間の計画に基づき、原則として全ての福祉事務所に対し、年1回実地にて行う。

イ 一般監査においては、保護の決定手続き及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的処遇の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行うものとするが、これらの取扱が適正かつ効率的に行われるための前提条件となる次に掲げる事項についても十分な検討を行う。

(ア) 組織機構と職員の配置状況

(イ) 業務の進行管理等査察指導の状況

(ウ) 保護の決定等事務処理の状況

(エ) 訪問調査活動の状況

(オ) 民生委員との連携の状況

(カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況

(キ) その他必要な事項

ウ ケース検討においては、福祉事務所の被保護世帯類型、労働力類型等を考慮のうえ、当該福祉事務所の全般的傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は全ケース数の概ね1割を目途とする。

また、保護の面接相談及び保護の廃止の対応状況についても、十分な検討を行う。

なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースを選定する。

## (2) 特別監査

一般監査のほか、必要に応じ、次のような特別監査を行う。

ア 特定の事項に問題がある福祉事務所に対して行う特別な監査

イ 保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う特別な監査

ウ 監査後の状況を確認するための監査

## 4 監査実施計画の樹立等

(1) 毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施する。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、福祉事務所毎の過去の検査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定め、一般監査と特別監査の有機的な連携を図る等により監査の効率的な実施に十分配慮する。

(2) 上記(1)によるほか、セーフティネット支援対策等事業の「生活保護特別指導監査事業」による一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施についても積極的に取り組む。

## 5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、福祉事務所における保護の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等のもとより、保護の動向、当該地域の保護に係る社会的諸条件等を事前に監査班全員で十分分析検討し、他の福祉事務所との比較等により、問題の所在を予め把握する。

## 6 監査結果の指示及び措置状況の確認

(1) 監査の結果については、所長等関係職員の出席を求め、実地に講評及び指示を行う。

なお、講評後においては、是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努める。

(2) 福祉事務所に対する指示は、前項の検討結果に基づき、改善を必要とする事項(内容)に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知する。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求める。また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認する。

(4) 指導台帳の整備

福祉事務所に対する指導監査の実効性及び継続性を確保するため前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。